

〔要旨〕

十九世紀前半における「鉄山支配人」の性格 ——八戸藩領「中間層」の場合——

鈴木 淳世

近世日本の鉄供給は、中国地方・南部地方の諸鉄山が担っていた。それら鉄山の多くは、近世中期以降の藩政改革に連動して「御手山」（藩営）に指定され、豪農・豪商が鉄山経営の実務を請け負うようになっていった。こうした藩営鉄山の経営形態については既に論じられているが、南部地方の事例研究は少なく、南部地方の「鉄山支配人」が自家の利益を追求していたというイメージが形成されてきた。また、当該地域の「中間層」は、「鉄山支配人」などの特権の利益に誘導されて支配機構の末端に位置づけられていたとも論じられており、「鉄山支配人」のイメージが補強されてきた。そこで、八戸藩領大野鉄山を対象をしぼって、「鉄山支配人」の性格を明らかにすることとした。また、「鉄山支配人」に就いた「中間層」の意識を明らかにし、特権的「中間層」特有の苦悩・葛藤に迫ることとした。

本論では、「鉄山支配人」の権限が「御仕入金」の要請と運用に限られていたことを明らかにした。例えば、石橋徳右衛門寿秀（二七六六～一八三八）は、藩の意向を受けて鉄山労働者の給与・扶持の削減を行い、天保五年（一八三四）の一揆・騒動を招いた。それに対して、一揆・騒動の後に「鉄山支配人」となった淵沢円右衛門定啓（？～一八七二）は、鉄山労働者の意向をくみ取って藩に上奏し、鉄山労働者の給与・扶持の改善を図っていた。いずれにしても、十九世紀前半における「鉄山支配人」の性格は、自家の利潤

追求者ではない。天保期の一揆・騒動以前の「鉄山支配人」は、藩の意向を実行に移すという側面が強かったが、一揆・騒動以後は、鉄山労働者の要求の代弁者としての側面が強められていたと結論づけられる。付記すれば、特権的「中間層」の中にも対領主意識や経営方針に差異が存在しており、特権的「中間層」が藩の意向に従順に従っていたと一般化することはできないと言えよう。